

第1部 特集「持続可能な循環型社会の構築に向けた新たな取組」

第1章 京都府循環型社会形成計画の概要

1 循環型社会形成の推進

国は、環境負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けて「循環型社会形成推進基本法」を12年6月に公布しました。

また、この基本法に合わせて、「建設リサイクル法」(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)、「食品リサイクル法」(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)、「グリーン購入法」(国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律)を新たに制定するとともに、「廃棄物処理法」(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)や「再生資源利用促進法」(資源の有効な利用の促進に関する法律「資源有効利用促進法」に名称変更)の改正を行い、循環型社会の形成に向けての法律の整備を行いました。

府においては、「府環境を守り育てる条例」に基づき、10年9月に「府環境基本計画」を策定し、その中で環境負荷の少ない循環型社会の構築を掲げているところであり、これまでから廃棄物処理法に基づく適正処理や廃棄物の減量化、「容器包装リサイクル法」(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)等に基づくリサイクルの推進などを行ってきました。

循環型社会を形成していくためには、府民、事業者、行政等が一体となって取組を進めていくことが必要なことから、府では、多くの府民、事業者、環境N G O等が参加した「循環型社会をめざす意見交換会」を府内各ブロックで開催し、また、この意見交換会での意見も参考にパンフレットやリーフレットを作成し、府民や府内の学校等へ配布しました。更に、「きょうと地球の環境ホームページ」に循環型社会のコーナーを設け、府の取組状況や循環型社会の形成推進に資するような取組を紹介するとともに、インターネットを通じて府民等からの意見募集も行っています。

また、13年度から「循環型地域モデル創造事業」を実施し、市町村等が地域の協力を得て廃棄物の回収を行っている先駆的なリサイクルの取組等に対して助成するなど、広く府民の環境保全意識を高め、循環型社会のライフスタイルへの変革を促進するよう支援をしています。

2 京都府循環型社会形成計画の策定

環境への負荷や、化石資源等の枯渇が予想されるなど、現在の社会経済活動を将来にわたって持続していくことが困難となっています。このため、生産、流通、消費、廃棄などの活動を通じて、資源やエネルギーを効率的に使用し、あるいは繰り返し使うなど環境への負荷をできるだけ減らし、持続可能な社会を構築していくことが必要となっています。

このような状況を踏まえ、府では、府環境審議会での約1年間にわたる審議に府民の意見、提案も踏まえた「京都府循環型社会形成計画」を策定します。

京都府循環型社会形成計画の概要

趣旨

府において、循環型社会の形成を推進していくための基本的な方向を示し、府民、事業者、環境N G O、府、府内市町村等の全ての主体が取り組んでいくための指針。

計画期間

14年度から22年度であり、17年度を中間目標年度とし、見直しを行う。

府が目指すべき循環型社会

(1) 自然や歴史的・伝統的な暮らしに学び、皆が物を大切に思う気持ちを持ち、次世代に伝える社会

- (2) 環境保全意識の高まりから、主体的に、かつ協働して環境負荷を低減する取組が展開される社会
- (3) 環境負荷をできるだけ与えないような新しい技術の開発や、システムが構築され、循環に根ざした産業が発展していく社会
- (4) 都市や農村等それぞれにおいて地域が活動し物質循環の輪ができるとともに都市と農村等が共生し、新しい循環の輪が育つ社会
- (5) 廃棄物等の発生を抑制し、再使用し、適正にリサイクルすることが、廃棄物を処分することによる環境負荷やコスト負担より小さくなるような社会
- (6) リサイクルや処分の過程において、再生可能なエネルギー等の利用が促進される社会

基本方針

取組意識の醸成、生活スタイルの転換、自主的取組と協働取組の推進、環境と共生した経済活動への転換、不適正処理を許さない町づくりなど。

目標

- (1) 廃棄物量等の減量目標

現状（H11） 22年度の目標

表 1 - 1 廃棄物量等の減量目標

	一般廃棄物	産業廃棄物
発生抑制	122万トン/年 112万トン/年 8%削減	550万トン/年 567万トン/年 3%増加までに抑制
再生利用率	5.2% 22.2%	36.4% 37.2%
減量化率	73.6% 66.4%	56.8% 59.2%
最終処分量	26万トン/年 13万トン/年 50%削減	37万トン/年 20万トン/年 46%削減

- (2) 府民、事業者等の取組目標

循環型社会の形成を推進していくためには、府民や事業者等の取組が広がっていくことが不可欠であり、家庭や事業所で行うことができる取組について目標値を設定し、取組の輪の広がりを目指す。

府民の取組目標の例

- ・ 買い物袋を持参したり、レジ袋を断ったりしている人の割合（現状24% 22年度：60%）

事業者の取組目標の例

- ・ 廃棄物減量等の計画を策定している事業所の割合（現状29% 22年度：50%）

目標達成のための取組

- (1) 府民等

生活スタイルを工夫し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進に積極的に参加する。

例 ・ 買い物袋の持参、詰替容器の利用、資源ごみのリサイクルなど

- ・ 一人一日当たり約30g（たまご半分）のごみを発生抑制。

- (2) 事業者等

事業スタイルを転換し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進する。また、排出者責任として適正処分を行う。

製品の生産者等として、使用済みの製品等に関しても責任があること（拡大生産者責任）を認識し、消費者の使用済み製品等からの廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等に取り組む。

例 ・ 事業所における減量計画等の作成、簡易包装等利用、リサイクルの推進など

(3) 府

(ア) 自ら廃棄物の発生抑制等を率先実行する。

(イ) 各種リサイクル法、廃棄物処理法などの円滑な施行に取り組む。

(ウ) 民間事業者等による廃棄物の減量化施設、再生利用施設、最終処分場の整備等を促進するとともに、公共関与による施設整備を推進する。

(エ) 循環型社会を目指して、府民、事業者等の自主的な取組を促進する仕組みづくり、市町村の取組支援などを行う。

例 ・ 先進的な取組事例の紹介、表彰、先進事業所の認定・登録

・ 環境産業を育成するための技術的、経済的支援

・ 環境にやさしい物品等を優先して購入するグリーン購入の促進

・ 多量排出事業所の指導

・ 環境学習、啓発等の充実

・ 新たな制度等の構築検討（経済的手法など）

(4) 市町村

(ア) 市町村は、一般廃棄物処理計画を策定し、地域の計画的なごみ処理を実施する。

(イ) 再生利用施設、ごみ焼却施設、最終処分場等の整備に努め、地域における最適な処理システムを構築する。

(ウ) 家庭ごみ、事業系一般廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するため、発生抑制方法の検討や再生利用施設の整備、集団回収等の地域の取組に対する支援などを行う。

(5) 協働取組

府民、事業者、行政等は協働して、環境に配慮した町づくり、地域に根ざした取組を推進する。